

写

川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）に係る
計画段階環境配慮書に対する意見

株式会社レゾナック 代表取締役社長 高橋 秀仁から送付がありました川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）に係る計画段階環境配慮書に対する環境影響評価法第3条の7第1項の規定に基づく意見は、別紙のとおりです。

令和6年9月6日

神奈川県知事 黒岩 祐治

I 対象事業の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第3条の7第1項に基づき、事業者である株式会社レゾナックから意見を求められた計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の概要は次のとおりである。

1 事業の名称

川崎事業所（扇町地区）火力発電設備リプレース計画（仮）

2 事業者

株式会社レゾナック

3 事業の目的

株式会社レゾナックを含むレゾナックグループは、長期ビジョンで2030年の温室効果ガス排出量削減目標を「2013年比30パーセント削減」と定め、徹底した合理化やガス燃料への転換等を進めるとともに、2050年に向けて水素など温室効果ガス排出を削減する燃料への転換を推進することでカーボンニュートラルの達成を目指している。

そこで、本事業では、川崎事業所（扇町地区）の既存の発電機1機を廃止して、都市ガス及び水素を燃料とした発電設備に更新（リプレース）する。これにより、2013年比でグループ全体の二酸化炭素排出量の5パーセントに当たる、年間24万トン以上を削減することを目標としている。

4 事業の内容

本事業は、川崎事業所（扇町地区）で稼働している発電機4機のうち、石油コークス及び都市ガス燃焼のボイラー・タービン発電機1機を廃止して、都市ガス及び水素を燃料とした発電設備に更新するものである。なお、新設する発電設備は、水素混焼のガスタービン発電機・排熱回収ボイラー及び復水蒸気タービンで、合計出力約17万キロワットの発電を行う。

5 事業実施想定区域

事業実施想定区域は、川崎市川崎区扇町5-1に位置する、面積約35.6万平方メートルの範囲である。

6 事業実施想定区域及びその周辺的环境

事業実施想定区域は、川崎市臨海地域の埋立地で、工業専用地域に指定され、現在は工業薬品、産業ガス等の製造設備やリサイクル設備のほか、

研究開発施設の用地等として使用されている土地である。事業実施想定区域の周囲は、工場地帯、市街地及び運河が大部分を占めている。

また、自然環境としては、事業所内の緑地のほか、公園の植栽や芝地が点在している。

なお、事業実施想定区域の1キロメートル範囲内には、環境の保全についての配慮が特に必要な施設として保育所、診療所及び福祉施設が存在する。

II 審査会の審議結果等

1 審査会の審議結果について

法第3条の7第1項に基づき、配慮書について知事の意見を述べるに当たり、令和6年7月8日に、神奈川県環境影響評価条例（昭和55年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）第75条第6号に基づき、神奈川県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、同年8月21日に答申があった。

答申では、火力発電設備の一部更新について、水素混焼を行うことにより二酸化炭素排出量の削減を図るものとしているが、2050年カーボンニュートラルの達成に向けて今後一層の二酸化炭素排出量の削減に向けた取組みを推進させることや、景観の調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）について、新設案の高さによる検討だけでなく、周辺の他事業所の煙突や本事業所内の高さのある建築物等についても留意することなどについての意見があった。

2 関係市長意見について

条例第25条の2第1項に基づき、関係市長である横浜市長及び川崎市長に意見を求めたところ、次のとおり意見があった。

(1)横浜市長

ア 全般的事項

本事業の事業計画を具体化する際には、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り回避し、又は低減するよう配慮しつつ進める必要があること。また、環境影響評価方法書以降の図書の作成に当たっては、分かりやすい説明を心がけるとともに、次の事項を十分に踏まえ、必要に応じて関係機関と協議する必要があること。

(ア) 水素の製造や輸送も含めて温室効果ガス排出量の削減に寄与す

る調達となるように検討し、製造地や製造方法、輸送方法等を図書の中で明らかにする必要があること。

- (イ) 本事業によりレゾナックグループとして2013年二酸化炭素排出量実績より5%削減するとしていることから、川崎事業所の削減量に加えて、他事業所の削減量と本事業における位置づけを図書の中で明らかにする必要があること。
- (ウ) 運転開始時の水素の混焼割合は容積比率で30%としているが、今後の技術開発の動向に注視して水素の割合を高め、二酸化炭素排出量の低減に努める必要があること。
- (エ) 工事の際にコアジサシが裸地に誘引されて営巣する可能性があることから、渡来する春から夏に裸地の状態が維持されない工事工程の検討をする必要があること。

イ 個別の環境要素に関する事項

- ・ 大気環境では、本事業は石油コークスを主燃料とした発電設備を廃止し、設置する発電設備は都市ガスと水素を燃料として最新鋭の排出抑制対策を導入するとしているため、現在よりも環境負荷は減る方向の妥当な環境配慮がなされた事業といえる。ただし、合計発電出力が増加することや水素を燃料とすることから、窒素酸化物の排出抑制に配慮する必要があること。
- ・ 土壌汚染では、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壌調査等により基準に適合しない特定有害物質が確認されており対策を実施中としていることから、対策の内容等を図書で明らかにするとともに、工事を行う範囲においても土壌汚染の状況を把握し適切に対応する必要があること。

(2)川崎市長

ア 全般的事項

- ・ 対象事業は、都市ガス及び水素を燃料とする火力発電所へ更新（リプレース）するものであり、二酸化炭素排出量を削減し、水素は新設のパイプラインにより供給、復水器の冷却は冷却塔による淡水循環冷却方式を採用することにより、事業に伴う環境負荷をできるだけ抑える計画としている。

しかしながら、燃料を都市ガス及び二酸化炭素の発生がない水素とすることで二酸化炭素排出量を現在より年間24万トン以上削減する目標としているものの、運転開始時における水素の燃料混焼率は30%容積であることから、2050年のカーボンニュートラル社会実現

に向けて水素の燃料混焼率を高めるよう努める必要があること。

- 一部の大気環境の測定地点で、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく二酸化窒素の対策目標値の下限値を達成していないことから、窒素酸化物の排出量に留意するとともに、可能な限り優れた環境性能を備えた施設の採用及び効率的な運転管理を踏まえた対象計画を策定する必要があること。
- 複数案から対象計画を策定するに当たっては、大気環境及び景観を始めとする様々な環境要素を考慮し、総合的な見地に立って判断するとともに、策定の経緯について明らかにする必要があること。

イ 計画段階配慮事項

- 対象事業では、新たな技術の導入を想定していること、燃焼条件等により大気環境に与える影響が大きく異なることから、プラント設計の詳細を明らかにし、大気環境の環境保全措置を含めた詳細な予測・評価に繋げる必要があること。
- 復水器の冷却は冷却塔により行うため、冷却塔の設置基数が現在よりも増加し、風向、風速、温度・湿度などの気象条件によっては船舶や自動車の交通に影響を及ぼすことが懸念されることから、「水蒸気白煙」が与える影響について検討する必要があること。
- 煙突にあつては、時間帯、天候などの条件を踏まえて、高さだけではなく配置や形状、色彩等についても検討する必要があること。
- 緑化計画の策定に当たっては、事業実施想定区域内の緑化面積等の状況を定量的に明らかにするとともに、現況調査結果を十分に勘案する必要があること。敷地外に緑化地を確保する場合にあつては、その選定理由を明らかにする必要があること。
- 動物の生息状況の調査に当たっては、重要な種の営巣・繁殖状況等を正確に把握するため、動物の活動時間を踏まえるとともに、四季のみではなく中間的季節を含んだ詳細な現地調査を行う必要があること。

III 意見

この配慮書に対して、審査会の答申等を踏まえ、法第3条の7第1項に基づき、次のとおり意見を述べる。

1 総括事項

事業者は、2050年に向けて、水素など温室効果ガス排出を削減する燃料

への転換を推進することでカーボンニュートラルの達成を目指すこととし、今回、火力発電設備の一部更新を行うとしている。

本計画では、新たに設置する火力発電設備について、水素混焼を行うことにより二酸化炭素排出量の削減を図るものとしている。

しかしながら、事業者は、カーボンニュートラルの取組みにおける今後の道筋について現段階では確立されているものではないとしており、また、今回更新しない火力発電設備については当分の間運用を続けるとしている。

こうした中で火力発電設備の一部を更新するものであるから、事業者は、今後一層の二酸化炭素排出量の削減に向けた取組みを推進させること。

その上で、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。

2 個別事項

(1) 事業内容

二酸化炭素排出量の削減に当たっては、水素混焼による削減効果だけをみるのではなく、水素の生成の段階で発生する二酸化炭素にも留意したものを調達するなど、全体としてカーボンニュートラルに資するものになるよう努めること。

(2) 大気質

事業者は温室効果ガス排出量の増加がないよう運用していくとしているが、二酸化炭素排出量の削減に必要な水素の調達が困難な場合も想定し、今後の調査等に当たっては、こうした場合の稼働方法や窒素酸化物の量に留意して検討を行うこと。

(3) 騒音

事業実施想定区域は工業専用地域であるものの、当該区域から1キロメートル以内に診療所や福祉施設等が存在し、住居系の用途地域の指定もあることから、新たに設置する設備について24時間の稼働が想定されていることも踏まえ、今後の調査等に当たっては、騒音等の影響について現状からの変化を具体的に示すよう努めること。

(4) 土壌

本計画では一定の切盛土が発生する見込みであるが、事業実施想定区域は、土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定されていることから、今後の調査等に当たっては、土壌の拡散防止や移動の記録など適切な管理について留意すること。

(5) 景観・その他

煙突の高さについて2案が示されているが、景観の調査等に当たっては、新設案の高さによる検討だけでなく、周辺の他事業所の煙突や本事業所内の高さのある建築物等にも留意して検討を行うこと。

また、本事業所に反応性の高い化学製品があることを踏まえ、煙突など高い施設が災害時の事故等を引き起こす可能性があることにも留意すること。

なお、事業者は審査会での説明において水素混焼の割合を配慮書と異なる表示方法により説明するなど分かりにくい部分があることから、今後の環境影響評価方法書等の作成に当たっては、適切な環境影響評価へ向けて、背景や根拠など重要な事項については図書に記載するよう留意すること。

以上の意見のほか、関係市長の意見についても留意すること。

以上